

昭和五十二年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079  
振替 東京0-58431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額400円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

社会党「再建」への根本問題 …………… 2

行革審、「労戦綱領」草案めぐり激論 …………… 4  
— 日教組第一〇九回中央委を傍聴して —

官公労再編と総評労働運動 …………… 7

「窮乏化作用」の法則と「宇野理論」 …………… 12  
— 科学的な社会主義の理論について(上) —

◇シリーズ 「ソ連脅威論」の虚構②◇ …………… 15  
「フィンランド化」の現実 …………… 18

資料 「行革審」参加についての総評三顧問の意見書 …………… 18

社会通信二百号記念出版 岩井 章・灰原茂雄編著  
反合理化闘争の理論と実践  
近 刊 予価千二百円

# 旬刊社会通信

NO. 202

一九八三年八月一日

一九八三年八月一日

(毎月一日・二日・三日三回発行)

## ■ 巻頭言 ■

## 社会党「再建」への根本問題

前号は、今回の参院選における社会党の敗北の根本要因を明らかにした。その敗因についてはいろいろ考えられるが、その根源をさかのぼると、結局は『道』の見直しや労働戦線の右翼的再編に象徴される社会党・総評の右傾化に帰着する。

そこで、ぜひ想起すべきことは、昨年一二月の第四七回党大会で反対意見が満場を圧倒したにもかかわらず、『社会主義の構想』の採択が強行されたことである。しかも、その反対意見が理論的にも十分説得力をもっていただけでなく、手続的にもその大会でしむに決めてしまうのは明らかに無理があったにもかかわらず、すなわち、選挙の準備などで下部討議がほとんどやられていないのに、また内容についても根本的な問題があるばかりか、文章的にみても不明な点や矛盾した記述が多いのに、しかもまた、いわゆる「八三年政治決戦」にむけて全党一丸となつてたたかう体制をつくらなければならぬ大会であるのに、続出する反対や疑問の声を圧殺して採択が強行されたことである。

さらにいえば、これは当面の「八三年政治決戦」にむけた方針ではなく、党にとつてもとも重要な基本路線の問題であり、しかも、二〇年も先の「二世紀初頭」、さらにその先の「社会主義の構想」の問題であり、しかもまた、本大会で否決を迫つたのではなく継続討議を求めたにすぎないのに執行部がしむに採択を急いだのは、曾我中執のつぎの答弁がしめすように、選挙の前に路線を変え、党のイメージチェンジをしなければ選挙に勝利できないという理くつである。

「『社会主義の構想』は八三年政治決戦にとってひじょうに重要な提起であり、その大会で決定していただいて、いま社会主義がある意味では混乱しているときに、われわれの目指す社会主義はこうなんだ、この社会主義でわれわれは闘うんだ、まして次の六月の参議院選挙は党名選挙であります。党と党との政策の争いもございませけれども、しかし、それだけではございませぬ。つまり、党の性格、党のめざす社会主義、この問題について私どもが国民に説得力のある道筋と構想を出すことは、八三年政治決戦にとって非常に重要です」(『月刊社会党』第四七回定期全国大会決定集、二〇三―二〇四頁)。

だが、結果は敗北に終わった。もちろん、あんなものを決めたら負けたんだとか、あれを否決したら勝てたはずだとか、そんな単純なことをいうつもりはない。しかし、この大会答弁は、路線問題をぬきにしては本当の選挙総括はできないということをしめしている。

したがって、根本問題は、いかに右傾化を阻止し、社会党・総評の階級的再生をはかるかということである。もちろん、それは一朝にしてできることではない。衆議院選挙はおそらくとも来年の六月までにおこなわれる。

しかし、前号でみたように自民党は国民のせいぜい四分の一弱(比例区では五分の一弱)の支持しか得ていない。したがって、中曽根反動内閣と真正面から対決する党の姿勢と体制を早急にととのえれば、次の選挙で反中曽根の票を社会党に結集することはそう難しいことではない。とくに当面、反行革闘争に全力を集中すべきである。敵は行革で護憲勢力

の大掃除をねらっているからだ。

この改憲阻止・反合理化の階級闘争の強化を通じてこそ、右傾化を阻止し、党・労働運動を階級的に強化することができるであろう。そして、この闘争のなかで党勢をきたえ、新報日刊化を達成するとともに、その先頭にたちうる党の指導力を確立することができる。この闘争を通じてこそ、党の階級的性格を明確にさせうるとともに、「道」の改悪を許さぬ本当の力をつくりあげることができるからである。

われわれは、このことに確信をもって、組織的な思想闘争をいっそう強化する必要がある。

社会通信二百号記念出版 岩井 章・灰原茂雄編著  
反合理化闘争の理論と実践

近 刊 予価千二百円

社会通信社ではこれまで「階級的労働運動への道」(岩井・灰原編著)、「反撃への道」(同)等、総評労働運動強化の方策を示すべく単行本を発行してきました。本誌は七七年の十一月以来、二〇〇号を迎えることになりました。この間、総評の動揺はますます強まり、「存亡の危機」ともいえる状況にいたっています。そこで、二〇〇号を記念し、総評労働運動強化にどういう心構えが必要かを三たび訴えるべく、「反合理化闘争の理論と実践」を発刊することになりました。内容は次のとおりです。

- |                             |      |
|-----------------------------|------|
| 序 章 三池と現代労働運動 対談 向坂逸郎／灰原茂雄  | 岩井 章 |
| 第一章 「労研センター」のめざすもの          | 滝野 忠 |
| 第二章 現情勢の特徴と労働者階級            | 灰原茂雄 |
| 第三章 階級的労働運動構築への任務           | 高橋亮吉 |
| 第四章 反合理化闘争とは何か(資本の労務管理を中心に) | 笠井博徳 |
| 第五章 右翼的労働再編成と総評労働運動         | 笠井博徳 |
| 第一節 労働再編成の歴史                | 笠井博徳 |
| 第二節 総評・労働統一綱領の問題点           | 滝野 忠 |
| 第三節 官公労再編と総評                | 中村 謙 |
| 第六章 反合理化闘争の課題               | 松永裕方 |
| 第七章 「政策」と労働運動               |      |

B6版、二六〇頁、定価千二百円の予定です。ぜひご購読ください。

## 行革審、「労戦綱領」草案めぐり激論

— 日教組第一〇九回中央委を傍聴して —

人勸閣議決定期に早朝二時間スト配置を

七月五日、東京・一ツ橋の日本教育会館で、日教組第一〇九回臨時中央委員会が開催された。

この臨時中央委は、定期大会が例年より遅く開催予定のため、当面する八三賃金確定を中心とする当面の闘争方針を決定するためのものであった。昨年の八二賃金確定闘争のヤマ場「閣議決定」指導部が予想だにできなかった「人勸凍結」という異例な決定がおこなわれ、これに有効なたたかいを組織できなかったことにたいする反省からのものであった。

したがって、「春闘時の政府・人事院回答を足場に、八二年人事院勧告実施分を含む八三年人事院勧告を出させるとともに、勧告の完全実施を実現するため、人勸期・確定期に展開される公務員共闘の統一行動に積極的に参加してたたかいます。特に、閣議決定期のたたかいを重点におき、公務員共闘の統一ストライキを組織して要求の貫徹をはかります」とし、「公務員共闘の統一闘争として早朝二時間カットのストライキを組織し、『人事院勧告』の完全実施の実現を要求します。このたたかいの発展の上に国会闘争を進めます。」という闘争提起は、日共・統一労組懇系を除く圧倒的多くの中央委から支持された。

「行革審」委員問題で、「決議案」の提出

しかし、である。すでに参議院選闘争時期からマスクミでも報道された榎枝氏の臨調行政改革推進審議会委員就任問題、総評労働戦線統一綱領草案にたいする日教組見解（方針）にたいして激しい批判が続出した。

主流派内の（一昨年七月の第五六回大会での「基本構想」にたいする指導部方針を変更させ、その後の日教組の労戦方針の軸足をまともな方向に転換させた）日教組・高教組の中央委員の奮闘がそれであった。その力はまだ、十分に全国的な結果にまではいっていないにしろ、臨調・行革と中曾根のおしすすめる改憲攻撃の具体化である教育反動、教科書攻撃に原則的なたたかいを組合民主主義、大衆闘争路線という労働運動の基本のもとに、血のにじむような努力の上に組みあげつつ、八三政治決戦の参院選闘争をたたかいてきた各級レベルの活動家に、たたかいの明るい展望をさし示すものであった。

と同時に、全労協の危険な動き、それを肯定するかのようない総評大会方針（草案）に怒りをもって他単産・産別の多くの活動家に勇気を与える健闘ぶりであったといえる。総評第五二・大会が、七月二六・二九日の四日間の日程で開催される。各単産大会も、これに前後して開かれる。「行革審」草案の二点についての報告をしておきたい。

第一点は、第二臨調答申を具体化する政府・自民党の監視役ともいえるべき、臨時行政改革推進審議会委員に、宇佐美氏とならんで就任した労働側代表の榎枝総評議長（日教組委員長）についての評価についてである。

すでに明らかのように（本誌二〇一号参照）、総評は、第二臨調とは性格・機能がちがう「行革審」には委員を送らないことを決めた。総評拡大評議員会（五月三十一日）も、このことを確認したし、榎枝氏の出身単産である日教組中央委員会も、主流、反主流一致してこの方針であった。ところが、六月三〇日付のマスクミでも報道されたように、一転して「行革審」に参加することを決めたのである。これを確認する評議委員会は、定足数に

満たずに流会し、幹事会の執行責任となる。この、機関決定無視（組合民主主義の否定）についての批判が続出したのはしごく当然であった。

これにたいして、榎枝氏は、「自分も当初は出るべきではないと考えていた。しかし、自分が海外出張中に、公労協各単産の委員長・書記長会議等で、『出ないのはまずい。』『行革審』の審議状況をチェックし、大衆闘争と結合するためにも参加すべきだ』という意見が大勢を占めるにいたったこと。また、『自分が知らないうちに、『総評は出す』ことで政府や同盟側にも根回しが進んでいたので、相手にたいする信義の上からも、出ることにした。自分は組織決定を守る人間だから、そうしたのだ』と説明したのである。そして、その理由として、『出る、出ない』というのは戦術上の問題である』と述べているのである。これが、『戦術』の問題ではなく、『方針』転換であり、『自分の関知しないうちにやったことに責任（相手にたいする信義）をとる立場が、これまでの総評の立場Ⅱ第二臨調答申反対、とちがうことは常識であろう。』『信義』を言うなら組合員大衆にこそ『信義』を示すべきが筋であり、説明は筋ちがいがい』と日共・統一労組懇系中央委員（大阪）から『馬鹿』にされるのも当然である。

こうして、△緊急動議▽、臨時行政改革推進審議会への総評議長参加の問題に関する決議案（①）、軍拡と国民収奪、教育と福祉の切りすてをはかる臨調・行革路線に徹底的に反対してたたかう方針をあらためて明確にすること。②）、総評方針と矛盾する審議会の動向をきびしく批判し、総評代表を引き上げることがあり得る旨の態度を明らかにすること）が新潟高教組、大分高教組、福岡高教組、千葉高教組（以上提案県）、石川高教組（賛成県）から提出されたのである。

同時に、日共・統一労組懇系の東京都教組ほか七県教組、八高教組、大学、私学からは、榎枝委員長に対し、行革審委員の辞任を勧告する決議案が提出される。

この二件は、無記名秘密投票の結果、二一五人中、前者は賛成四九、反対一〇四、白票六一、その他一、後者はそれぞれ、七六、一三〇、九、〇となった。

この前者「決議案」の結果の意味するところはいったい何か、ということである。

第一は、主流派・社会党系の意見、基本認識（路線）が二分されていることを改めて示したことである。「決議案」の四九は、前記提案県をはじめとする左派系・良心的委員数である。反対一〇四は党内政構研との関係を有するグループと、榎枝氏のこの間の一連の姿勢に不満と批判姿勢をとりつつも所属組合との関連（方針）上、明確な態度を示さなかった委員数であり、この比率はほぼ五対五であるといわれている。そして、白票六一は日共・統一労組懇系委員数である。

したがって、主流派・社会党系は、批判意見を十分に持ちつつも明確な態度保留組をまんなかに、明確な姿勢を行動化した左派・良心的グループ、政構研系グループの三潮流がほぼ同数づつ存在していることを内外に示したことである。その意味から、前者「決議案」賛成四九という数字は、今後の動向しだいであることに確実に増加することは必至である。

日共・統一労組懇系指導部は、「この結果には驚いた。社会党系、決議案」に不満はあるが、これが決定されることの政治的意味はきわめて大きかった。判断に誤りがあった残念だ」と中央委後に語っている。いづれにしろ、これまでの日教組の基本路線を堅持する勢力の顕在化を示すものであった。

### 総評労戦統一綱領草案に対する方針の甘さ、指摘される

第二は、全民労協の地方組織づくりが進展するなかでの、「綱領」草案にたいする態度についてである。

「方針」は、「全民労協の動向を見守りつつ、総評に対して『五項目補強見解』の実現をひきつづき求め、全的統一を追求」するとし、七月の総評大会では日教組の五項目補強意見(①憲法改悪の政治動向を補強、②「統一の必要性」の具体例を示す、③労戦分裂の歴史的事実経過の詳述を「全労(同盟)」や「中連」結成と関連させて明らかにする、④「統一の理念」では、権力・資本とたたかう視点の明確化、⑤反動文教政策を阻止し、民主教育確立を「新ナショナル・センター」の目標・機能に加えること)の実現をめざすというもの。

これにたいする主流派・社会党系の批判には厳しいものがあつた。石川高・新潟高教組は「全民労協の地方組織づくりは、地域の実態に沿って住民とともに、たたかいを進めてきたローカル・センターの役割、あり方を無視するもので容認できない」と批判し、修正案を提出した。

そして、千葉高教組の横堀中央委員は、この二年間におよぶ労戦右翼的再編・統一策動にたいする日教組方針の確立経過についてふれつつ、全民労協発足後の動向と関連させて「五項目補強見解」実現という状況にはないし、その次元にとどまるならば決定的に立ち遅れる。「綱領」草案に、またぞろ、日教組補強見解を対置したところで草案の本質が変更されるわけではない。「基本構想」以降の経過から明らかのように、この際、「草案反対」という明確な態度をうちだすこと以外に、今日の事態を克服することは不可能」と述べた。

こうした、「綱領」草案にたいする批判は、「職場討議の結果を集約」(日教組方針)したものにほかならないのであって、日教組方針それ自体は、昨年に提起した「日教組職場討議資料」での提起そのままなのである。

したがって、横堀中央委員が述べたように、今回の中央委方針そのものが、全民労協発足前後の状況把握を抜きにした、傍観主義的な立場を表明したにすぎないものであることは明白な事実といわざるをえないのである。それは、総評大会方針(草案)でも提起されている、官公労統一問題について、いっさいふれられていないこと一つとっても明らかなのである。

#### 総評大会、各単産大会にむけた具体的獲得目標の設定を

以上、日教組第一〇九回中央委の主要論争点について報告してきたが、七月二〇日から開催される私鉄総連を皮切りとする単産大会、総評大会の課題の主要点は何か。

いうまでもなく、全民労協に大きく軸足を移しつつある春闘問題、全民労協活動にたいする総評・単産の動向、「綱領」草案にたいする全面的批判、官公労再編問題、そして、政府・独占の政治反動攻撃のキーストーンをなす臨調・行革路線のいっそうの具体化である「行革審」委員問題であろう。そして、こうした課題以上に重視しなければならぬのが、官民問わずに共通する、臨調・行革攻撃に反撃する反合理化闘争の大衆の高揚を総評・単産(県評)―職場から徹底して強化する方針とその具体化にはかならない。

このことを、それぞれの持ち場の条件に合わせつつ、最大限に実現する努力をばらうことだし、そのためにも横断的交流と相互批判を今こそ真剣に展開すべきだと考える。

このたたかいを統一して進めることこそ、全民労協を頂点とする右翼再編・統一策動をうち破る唯一の道であると確信する。八三政治決戦以降のわれわれの任務を、今一度再確認し、たたかひのいっそうの前進をめざそうではないか。

## 官公労再編と総評労働運動

民間の労働戦線再編問題は、総評が「基本構想」を承認したこと、全民労協が発足したこと、八三春闘の指導権を総評が全民労協に譲り渡したことによって、新たな段階に入った。

労働再編成はこれからが本番だ。総評八三年度運動方針案(第二〇〇号参照)にも明らかのように、舞台が総評の主力、官公労、公労協組合に移るからだ。もし、「基本構想」あるいは「総評労働統一綱領(草案)」に沿って、官公労、公労協の再編論議が引き起こされたとき、総評労働運動は存亡の危機に直面せざるをえない。なぜ「存亡の危機」なのか、私の考えていることを申し上げたい。

### 再編成のねらいは総評の分断と解体

まず、右翼的労働再編成とは何か、復習から入りたい。

第一に「基本構想」についてだ。「構想」は、「一 新たな協議体の性格と運営」の項で、全民労協の性格と「連合会」への発展をこう規定している。

「(1)新たな協議体(民間統一)の性格

①新たな協議体は、全的統一を展望するなかで、とりあえず民間先行によって発足させる。

②この協議体は、当面、協議会組織とし、その主たる任務は政策・制度の要求や賃金をはじめとする主要な労働条件の改善など、民間労働者に共通する課題の実現をめざして共同行動を積み重ねていくとする。

③この組織は全国統一への気運を協議会の実績を踏まえつつ、協議会組織を連合会組織に発展させていくことを想定する。

(2)既存組織との関係

上記の新たな組織と既存のナショナルセンターとの関係は、協議会組織を連合会組織に発展させる時期までに明らかにすることとし、この間は現状を保持していく」

(1)の③で「協議会」全民労協を「連合会組織に発展させていく」ことがいわれ、その段階では②の文言のなかに総評からの脱退を含むものであることが明らかだ。

「全国統一」はこう位置づけられている。

「労働戦線の統一は、一九八〇年代の最大の課題である。民間先行による新たな協議会の発足は、労働戦線統一への第一段階である。

従って既存のナショナルセンターの責任と役割はいうに及ばず、この協議の役割と責任も全国統一に向けて極めて大きいものがある。

この全国統一を展望した上での協議会の役割と責任を自覚しつつ当面は、協議会参加組織の相互信頼を高め、協議会自らの充実をはかることが急務であり、可及的速やかに第二段階の連合会組織に発展させることが肝要である。



一方、協議会未参加産別組織等とも交流を通じて参加を呼びかけ、あわせて官公労働界自身の統一への努力や民間労組と官公労組との相互信頼の醸成・連携の強化にそれぞれの立場で総力をあげることが、全国統一への展望を拓く道である」

ようするに民間労組と官公労組の相互信頼、相互連携を醸成する、官公労「統一」の条件づくり、努力がいられている。

これらはすでに周知の事実だが、官公労再編成を考えると、ぜひ再度確認しておく必要がある。

### 「官公労の民主化」で総評の無力化

第二は労戦再編成についての同盟の考え方についてだ。これも再度明らかにすることが重要だ。

一九七八年の同盟方針（第一四回大会）には労戦再編成がこう提起されている。

「総評は、発足以来『社会主義協会』と深いかわりあいを持ち、その指導者の多くは、協会に所属し、あるいはその思想的・理論的影響を受けてきた。総評の労働組合論、方針は協会理論そのものであり、また、常に、社会党にたいしてその階級政党化を要求してきたのであった。今日の社会党・総評ブロックの形成も協会を、従って、その思想を媒体として培われてきたものである。

われわれは、総評発足以来、一貫して総評の誤れる指導方針を批判し、これを克服しようとしてきたが、この闘いは、実に、協会派思想との対決であった。」

「われわれは、労働戦線を再編し、ゆるぎない新しい統一を創造することに、勇気をもって挑戦しなければならない。それはまた建設的革新政治勢力の再編成を促進することにもなる。

われわれは……次の方針のもとに、労働戦線の再編統一に積極的に取り組む。

①当面、民間産業労働組合を中心に再編統一をめざす。  
②再び分裂の不幸を繰り返すことのない統一を実現するため、路線を明確にする。このため、次の条件整備に努める。

①労働組合主義を基調とする。

②左右の全体主義に反対し、自由と民主主義の諸原則に立って資本主義の改革をはかることを政治路線とする。

③統一は、労働組合の機能を一層たかめ、労働者の生活と地位の向上に役立つものでなければならぬ。

従って、国際自由労連を志向する強固なナショナル・センターの確立をめざす。

④全国的な再編統一を成功させるためには、新しい統一一体を支える柱を強化するという意味からも、業種別、産業別の組織の結集、強化が必要である。従って、そのための積極的な努力を進める。

④民間産業における新しい結集へのうごきは、官公労分野における民主主義労働運動の発展を促進せずにはおかない。われわれは、官公労労働運動の民主化に一層の努力を傾ける」つまり、第一に協会の思想との訣別がいわれ、第二に民間再編の考え方が②の④①④②としてあげられている。「基本構想」の基調の考え方だ。



官公労再編については④で、「官公労分野における民主主義労働運動の発展」「促進」が強調されている。

さらに八三・四年度運動方針でも「官公労働の民主化、これが全統統一への前進」と、こういわれている。

「われわれは、官公労働の民主化を精力的に進めなければならない。民間における新しい結集への動きは、すでに行き詰まりつつある官公労働運動に、衝撃を与えずにはおかない。それは、官公労働内部の良識ある人々をゆり動かし、やがて大きな胎動となるであろう。官公労働の民主化、これが全統統一への前進である」

これは、同盟の労戦再編への基本的な考え方を示すものだけだ。もっともと宣伝することが大事だと思う。

### 「行革」と労戦再編成は一体

ついで大事なことは、「行革」との関連だ。

第一に例の「統一推進会議事録」での六人衆の発言だ。

「宇佐美 しかし、中川さん、実際問題として官公労分野が全統統一でお互いに一致してやりましょうと。どのくらいいの……、四、五年でできるような状況かね。

中川 わからんな。私も責任もてないから……。

中村 第二次臨調で行政改革をどんどん進めていけば変わるかもしれない。

中川 いらんことをいうな」（『労働戦線統一推進会議事録』三二頁）。

第二は臨調委員で、同盟副会長、造船重機労連委員長の金杉氏の「同盟新聞」での発言だ。

「答申を、軽々に財界主導、軍事拡大、福祉の切り捨てなどということは無責任だ。よく内容を読めばそんなことは言えないと思う。今回の答申は、ギリギリ及第点。同盟の方針が一〇〇%入れられたわけではないが、かなりの意見が採用され、生かされている……。

また、行革の先頭に立つのは官公労働者である。民間でいえば、労使が一致してやらなければ合理化ができないように、官公労と政府が行革を進めていくことが大事なポイントだ。そして、これが官公労働運動の民主化闘争にもつながっていく」（『同盟新聞』、八年八月六日）。

ここでも「官公労働運動の民主化闘争」の観点が貫かれていることが特徴だ。

もう一つ、「行革」と官公労、公労協労働運動との関係で見逃せないのが、中曽根の発言だ。

「憲法というものは、書かれた文書ではない。憲法を直す力、憲法を自分の憲法にする力、これが憲法そのものであるということを我々は知らなければならぬ。活字が憲法ではないのです。憲法を作る力が憲法なのであります。そういうものが今、日本に湧き出ているのであります。

この八〇年代は、それを我々がしっかりつかんで、それを日本民族のものにするときが八〇年代であると私は考えております。いよいよ、時の潮は満ちて参りました。まず、行政改革を断行しよう。これは自分で自分を試練する力であり、困難に耐える力であり、教育の改革もできなくなる。防衛の問題もダメになります。いわんや憲法を作る力はダメになっ

てしまうのであります。したがって、行政改革で大そうじをして、お座敷をきれいにして、そして立派な憲法を安置する。これが我々のコースであると考えておるのであります」

「改憲」に直結されている。これが同盟・J・C、そして政府自民党のとらえ方だ。

#### 官公労再編は総評の解体につながる

こうした流れのなかに官公労再編問題がある。しかし、榎枝議長は一月一日付の「日経連タイムス」で、宇佐美同盟会長、堅山全民労協議長、松崎日経連専務理事を前に、その考え方をこう披露している。

「民間の方はここまでできたのですから官公労もおくれればせながらというか、今年の春闘なり政治決戦といわれている六月選挙が終った段階で、官公労の統一準備会というようなものを、発足させることの水面下の話し合いも少ししようかと思っっているんです。私は、こういう労働戦線統一にしろ、何にしろ、一緒になっていこうというときには、大きいところが謙虚になり、大らかにならないことにはできないと思うんです」。

危険なのは榎枝氏の発言に全電通が呼応していることだ。例の「公企労懇」……。「知ってるよ。公企労懇なら」とみんなおっしゃる。しかし、認識が甘いと思う。全電通は本年の各単産大会の時期に提唱したいとしている。一月の中央委議案にこういわれているんです。

「1、昨年一月四日、電通労連を含む民間労組四一単産四二五万人を結集した全民労協（全日本民間労働組合協議会）が発足したことはわが国の労働運動の前進を期す上で画期的なことであり、これを高く評価するとともに、今後さらに拡大発展するよう積極的に対応していくこととします。

2、私たちは、将来における官民の全的統一を展望し、五〇〇万官公労働者の新たな結集をめざし、当面、共通の課題をかかえる公企体関係労働者の大同団結を図るためのとりくみを深めることとします。

この場合、ナショナルセンターの枠をこえ、仲裁裁定完全実施、労働基本権問題等について基本要求、基本政策の統一をはかるとともに、運動面において相互理解と連帯的行動を積み重ねつつ、本年の各単産大会開催の時期を目的にゆるやかな話し合いの場としての全公企体労組懇談会（仮称）結成を展望しつつ積極的な役割りを果たしていくこととします」。

全電通が提唱しても「ダメよ」との意見が多いが、心配するのは榎枝議長が提起したときどうなるかだ。議論したこともある。「そういわれればそうだ。拒否できない空気が出てくる」との意見だった。おそらく名前はともかくとして「統一のテーブルに着く」ことをマキさんが提唱するだろう。そのときどうなるかです。

#### 国労・日教組はきっぱり反対

さてこれまでの右翼再編成についての官公労、公労協の態度です。日教組は例の一票差にあつたように激論をかわし、方針を決めている。八二年六月の五七回大会の決定は次のとおりだ。

△原案▽「……統一推進会の『民間先行による労働戦線の統一基本構想』については、総評の『五項目補強見解』をあくまで堅持し参加を希望する組合の門戸開放について、総評民間単産が一致して対応するよう求めていきます。……」

これに対し八本の修正案が出され、執行部は兵庫修正案に字句修正を加えてこれをうけ

入れ、反主流派（統一労組懇系）の修正案を除いて他はこれに同調した。反主流派修正案は少数否決された。

△兵庫修正案▽「特に民間協議会発足に当っては、総評五項目見解の実現を、団体協議等をおして徹底的に追求していくよう総評に求め、実現しない場合は協議会参加について再検討するよう総評に働きかけます」。

全民労協の性格に具体的な歯止めをかけている。今後、積極的に活用できる内容です。他に、中央委での「三単産」問題への意見もあります。

また国労は昨年の大会の議長集約で、「右翼労戦、公企労懇にはキッパリ反対」がその態度です。

#### △議長（東京地本鈴木司書記長）の集約内容▽

「1、基本構想反対の立場を堅持し、階級的労働組合運動の構築をめざし、補強五項目を最低の条件とする。基本構想にもとづく労戦統一のあらゆる策動に反対し、全民労協の持つ危険性を職場・地域で多くの労働者に訴え、闘う労働戦線統一に全力をつくす。

2、反独占・反自民の政治戦線の結集をめざし、社公路線を改めることを総評に要求する。総評労働運動を強化する立場でわれわれは職場・地域で闘う。

3、全電通の提起している鉄労、全郵政を含む公企労懇の結成には反対する。

4、臨調・軍事大國路線反対、憲法擁護、国民生活防衛の闘いを総評は強化し、四団体共闘に埋没せずに今日までの総評労働運動を守る見地で独自に大衆行動を積極的に闘うことを提起する。

5、総評の労働戦線統一綱領案については、各単産の討議を十分保障し、階級的、ナショナル・センター確立の土台として役立つものにするよう全力をあげる」

以上が右翼再編についての大雑把な流れです。

#### 当面の課題について

さいごに、これから検討しなければならぬ問題について、私が考えていることを申し上げたい。

①春闘、選挙の結果によって、官公労の「統一」問題が急速に具体化する可能性がある。

②総評指導部は、官公労の「統一」を促進するだろう。これは、全電通の「公企労懇」の提唱と一致することになる。したがって、官公労各単産は、早ければ今年の夏の定期大会でこの提唱にたいする具体的な態度決定をせまられることになる。

③いわゆる「全的統一」は、官公労の「民主化」が条件になっている。現在の状況下では、全民労協と官公労の対等合同はありえず、「基本構想」の路線を承認する単産のみが参加することが許されることになるだろう。これを承認しない官公労の単産は、「行革」の力を借りてもこれを孤立化させようというかまえてある（現在の国鉄攻撃をみよ）。

官公労の「統一」条件づくりとは、官公労の分断にはかならない。その先兵の役割りはたそうとしているのが全電通である。

④総評指導部は、「全的統一」が対等合同でないことを知っているために、入ってかえろ。——いわゆる「なだれこみ」といういい方をする可能性が大きい。

だが、総評が変わった時とは、決定的に情勢が異っている（①独占の力、②運動状況、大衆の気分、③党の状況等）。

⑤いわゆる「なだれこみ」の方針が実行されるようなことがあれば、その時には、統一労組懇系は総評の旗を守る立場を明らかにするだろう。新しいナショナル・センターをつくるのではなく、彼らが総評に残ることになる。

## 「窮乏化作用」の法則と「宇野理論」

——科学的な平和革命の理論について(十一)——

ベルンシュタインと「宇野理論」

現代資本主義には、「窮乏化法則」などはなくなっており、労働者の生活もおのずから豊かになっている。したがって、いつまでも古くさい「窮乏化」論を根拠にした階級闘争や革命を追求するのは時代遅れであり、それらを清算して、参加路線、政策提示路線にきりかえなくては、国民の支持はえられないといった主張も、マスコミに誘導されて少なからぬ学者の論述するところである。

しかしこの主張も新しいものではなく、ベルンシュタインをはじめほぼ一世紀にわたってくり返し主張されてきたところである。ただ日本では、「宇野理論」という一見もっともらしい装いがこらされることが多い、というだけである。「宇野理論」によると、労働力商品は、好況期、不況期の景気循環を通して、おのずから価値通りに売買されることになるのであって、賃上げ闘争などは無意味である。不況期に賃金が下がっても、好況期には労働力が不足して自然に賃金上がり、全過程としては価値どおりとなるのであるから、イギリスの本源の蓄積の時代は別として、一般に「窮乏化法則」などあるはずがなく、「窮乏化作用」とたたかうなどはナンセンスである、ということになるらしい。独占資本にとっても、右翼日和見主義的労組幹部にとっても、それにおもねようという一部の学者にとっても、あるいはまた、主体的条件をつくりあげることなど無関係に「革命」や「政治変革」のみを叫んでいればよい観念ラジカルや新左翼にとっても、都合のよい「理論」ではある。

### 賃金引き下げは資本の不断の傾向

マルクスは、労働力が価値通りに売買されても、剰余価値が生産され搾取が成立することを明らかにした。これら価値法則の展開としての資本主義的経済法則の解明において、賃金は労働力の価値に等しいことがつねに想定されていることは当然である。

資本主義的商品生産においては、人間と人間との関係が、物と物との関係として表れる。したがってその経済法則の解明にあたっては、階級闘争が表面に出ないことも当然である(終局的には階級関係と階級闘争を明らかにすることが目的ではあるが)。しかし労働力商品は生きた人間に宿るまさに特殊な商品である。決して自然に価値どおりとなるのではない。マルクスはこう書いている。

「剰余価値の生産にかんする諸篇においては、労働賃金は、少なくとも労働力の価値に等しい、ということがつねに想定された。しかし、実際の運動においては、この価値以下への労働賃金の強圧的引下げがあまりにも重要な役割を演じているので、われわれは、しばしこれに拘わらざるをえない。事実上この引下げは、ある限界内では、労働者の必要消費原本を、資本の蓄積原本に転化するものである」(『資本論』岩波文庫版3、一五六頁)。

「彼らをこの虚無主義的立場に押し下げることは、資本の不断の傾向である」(同上、一五七頁)。

一方、「宇野理論」のエビゴーン諸氏は、『資本論』の次の一節をもって自説を正当づけようとし、その経済学のみならず数字的無知ぶりを告白している。

「要するに、第一のばあいには、労働力または労働者人口の絶対的または比例的増加の減退が資本を過剰にするのではなく、逆に資本の増加が、搾取されうる労働力を不十分に

するのである。第二のばあいには、労働力または労働者人口の絶対的または比例的増加の増進が資本を不十分にするのではなく、逆に資本の減少が、搾取されうる労働力またはむしろその価格を過剰にするのである。資本の蓄積におけるこの絶対的諸運動こそ、搾取されうる労働力の量における相対的諸運動として反映するものであり、したがって、労働力の量自体の運動に起因するかのように見えるものである。数学的表現を用いれば、蓄積の大きさは自変数、賃金の大きさは他変数であって、その逆ではない」（同上一九〇―一九一頁）。

景気循環による資本の蓄積の増減が「自変数」であり、「賃金の大きさは他変数」であることはまさにこのとおりである。しかし「他変数」あるいは従属関数であるということとは、決して一元関数として決まることを意味しない。マルクスは、一元関数しか知らない宇野派エビゴネンのような貧相な頭脳の持主でなかったことはいうまでもない。

景気循環による資本の蓄積の増減が、「賃金の大きさ」に傾向的影響をおよぼすことはまちがいないが、同時に「実際の運動においては、この価値以下への労働賃金の強圧的引下げがあまりにも重要な役割を演じて」おり、「資本の不断の傾向である」ことも、先の引用で明らかにされている。

### 賃金法則は組織的闘争を通じ貫徹

マルクスは彼らの曲解ないしは幼稚な誤りをこうも批判している。

「社会的富のうちの不変資本として機能すべき部分、あるいは素材的に表現すれば、生産手段として機能すべき部分を動かすためには、一定量の活きた労働が必要である。この量は技術的に与えられている。しかし、この労働量を流動させるために必要な労働者数は与えられてはいない、これは個別的労働力の搾取度とともに、変動するからである。またこの労働力の価格も与えられてはいないのであって、ただその最低限度が与えられているにすぎず、しかも、これは極めて弾力的なものである」（同上一七三頁）。

エンゲルスも、宇野派エビゴネンを次のよう批判している。

「このように、賃金法則は、不動で固定した一本の直線を描くといった性質のものではない。ある限界内では、それは決して厳格に作用するものではない。どんな時期でも（大不況期は除いて）、賃金の大きさについては、どの産業部門にも一定の余地が残されており、その範囲内では、互いに相たたかう両当事者間の闘争の結果によって修正されるのである。賃金は、どんなばあいでも、駆引によってきめられるが、駆引に当っては、最も長く、そして最も粘り強く頑張ったものが、正当な分前以上のものを手に入れる見込みがきわめて大きいのである。個々の労働者が、資本家と取引しようとするれば、彼は手もなく欺かれ、資本家に生殺与奪の権をにぎられてしまう。しかし、もしある産業部門全体の労働者が強力な組織をつくり、いざという場合には企業家に立ち向えるように、お互い間で資金を集め、またこうして、一つの勢力として企業家に対立するような状態になれば、その時には、またその時になってはじめて、労働者は、せめて現在の社会の経済構造のもとで、「正当な労働に対する正当な賃金」とよばれるしがたい賃金を手に入れる望みがあるのである。」

賃金法則は、労働組合の闘争によって廃棄されるものではない。逆にそれは、この闘争を通じて完全に自己を貫徹する。労働組合による闘争という手段なしには、労働者は、賃金法則にしたがって正当に自分のものとなるはずのものを、一度も手にいれることはないであろう。労働組合に対する恐怖だけが、資本家をして、労働力の完全な市場価値を労働

者に支払うように強制できる。諸君は、その証拠がほしいのか？ 諸君よ、大きな労働組合にぞくする組合員に支払われる賃金を調べ、それを、あの絶望的な落魄の沼であるロンドンのイースト・エンドにある無数の小企業の賃金と比較してみたまえ」（『賃金法則と労働組合』、マルクス・エンゲルス選集 新潮社版8 一〇三頁）。

### 組織的闘争なくしては好況期ですら窮乏化

たとえ、労働組合がどんなに強くなって、「資本家をして、労働力の完全な市場価値を労働者に支払うように強制できる」ようになったとしても、それで労働者階級が搾取から解放されるのではないことはいまでもない。エンゲルスも右の引用部分にひきつづいて次のように述べている。

「労働組合は、だから、その攻撃の鋒先を賃金制度には向けていない。賃金の高低ということは、労働者階級の経済的転落における決定的な要素では決してない。この転落は、労働者階級が、その労働に対して労働生産物の全部を受けとる代りに、賃金とよばれるこの生産物の一部分で満足しなければならぬという事実によるものである。資本家は、労働手段の所有者であるという理由で、全生産物を自分のポケットに入れる（そして、その中から労働者に支払うのだ）。それだから、労働者階級は、あらゆる労働手段——土地、原料、機械等——の所有者となり、またそのことによって、彼ら自身の労働の全生産物の所有者とならない限り、労働者階級の真の解放はありえないのである」（同上、一〇三—一〇四頁）。

労働者階級の真の解放にとって不可欠な条件については、すでに述べてきたところであり、ここで問題にすべきは別の課題である。

マルクスやエンゲルスが書いているように、労働力という特殊な商品については、「価値以下への労働賃金の強圧的引下げがあまりにも重要な役割を演じているので」あって、それは「資本の不断の傾向」でさえある。それ故に「労働組合による闘争という手段なしには、労働者は賃金法則にしたがって正当に自分のものとなるはずのものを、一度も手に入れることはない」のである。つまり、資本主義の「賃金法則」は、「労働組合の闘争を通じて」はじめて「完全に自己を貫徹する」のである。

好況期の労働力商品が市場に不足気味の時期においてさえ、「労働組合による闘争」なしに、「個々の労働者が、資本家と取引しようとすれば、彼は手もなく欺かれ、資本家に生殺与奪の権をにぎられてしま」い、賃金の上ることはないであろう。まして失業者のあふれる不況期に、「労働組合による闘争」なしには賃金がどれほど引下げられるかは論ずるまでもないであろう。

この事実は、一方では資本の有機的組成がきわめて高度化して、好況期にすら大量の失業者が存在し、他方ではインフレーションが恒常化したたえず賃金が減価している今日の資本主義においては古典的資本主義の時代にくらべ、はるかにわかりやすくなっている。しかも資本家も日経連のような団体を組織して、賃金抑制の「カルテル」を結び、さらには国家を前面に立てて攻撃を強化している。

近年「労働組合による闘争」が弱まっているために、景気回復局面においてさえ、実質可処分所得は低下する傾向にある。人勧凍結や一時金等の仲裁切り下げは、民間賃金のおさえこみとともに相当な賃下げになっている。まして、もしすべての労働組合を解散して、「闘争」や「労働組合に対する恐怖」がなくなってしまうたら、賃金がどうなるかは火を見るよりも明らかであろう。

(つづく)

## ◇ シリーズ 「ソ連脅威論」の虚構 ② ◇ 「フィンランド化」の現実

悪意にみちた事実の歪曲

去る六月三日の参議院選公示日の第一声中で曽根首相は、防衛の努力を訴えるなかで「何もしないでいるとフィンランドのようにソ連のお情けをこうような国になってしまう」とフィンランドを公然と侮辱するような演説をおこない。在日フィンランド大使館から注意を受けている。フィンランドとソ連の関係は、しばしば「フィンランド化」という表現で要約され、悪意ある反ソ攻撃の材料の一つとなっている。

そもそも「フィンランド化」という定義は、ベルリン自由大学の反共国際学者R・ローエンタールが一九六二年に「ロンカウター」誌で用いたのが始まりである。彼は「フィンランドはソ連の圧力の下で、事実上従属している状況」とし、「社会体制の異なる大国の隣りでの中立主義で、内政、外交ともに自由裁量の狭い状況」を「フィンランド化」と定義したのである。以来、悪意に満ち事実を歪曲したこの定義は、ソ連脅威論の一つとしてしばしば「反ソ」攻撃に用いられるようになった。

### 第一次大戦とフィンランドの「反ソ」運動

第一次世界大戦は、フィンランドを支配していた帝制ロシアや食料供給国であったドイツの参戦で、フィンランドの経済を困窮させた。戦争末期には労働者たちのストが続発し、これに対抗する農民、学生は「白衛隊」を組織してスト破りをおこない、労働者たちも自衛のため「赤衛隊」を結成し、各地で流血の騒動が続いた。保守派はロシアよりの独立に備え、主導権を握るため、ひそかに右翼の学生ら二千名をドイツ本土の兵営に派遣し士官養成を依託した。彼らは「イエーガー」隊と名乗り、後に白色革命の中心となった。

一九一七年のロシア二月革命では、フィンランド社民党はボルシェヴィキの支持の下に「ロシアよりの即時、完全分離の独立」を主張した。十月革命が始まると「完全独立」に慎重だった保守派も、ボルシェヴィキの支配を恐れ国会で独立宣言をおこなった。一九一八年一月、ソビエト・ロシアもそれを承認した。しかし、国内の経済混乱はさらに深刻となり、革命的気運は高まった。保守派は国内治安の維持を名目に「白衛隊」を軍隊に採用し、将校として、「イエーガー」隊員を配置した。社民党に指導された「赤衛隊」は、撤退したロシア軍の残していった武器で武装した労働者が中心となって、一九一八年一月に蜂起し首都ヘルシンキを占領した。「白衛隊」は、ドイツ軍の支援を受け反撃した。プロの殺し屋集団の「白衛隊」はまたたく間に「赤衛隊」に圧勝し、社民党は非合法化された。七万名の「赤衛隊」の捕虜にたいする徹底した報復はフィンランド史上に残る残虐行為として有名である。虐待されて死亡した捕虜は内戦の両軍戦死者の三倍の一万二千名以上に達した。

白色革命に成功した保守派はその過激な白色テロルで大衆の支持を失った。その秋の選挙では、非合法化を解かれ、改良主義路線で再出発した社民党が多数派を占めた。

### 「大フィンランド運動」の展開

フィンランドとの国境沿いのロシア領カレリア地方は、当時のフィンランド人のナショナリズムの憧憬の地だった。フィンランド人の心をとらえていた叙事詩「カレワラ」がこ



の地域のものであったからである。それは昔、欧州より北上したフィンランド人の先祖たちが、まず陸続きのカレリア地峡に住みつき、しだいに現在のフィンランドに移住していったという歴史的な経過からも当然であった。歴史的にもフィンランドという国が出現した中世まで逆のぼっても、カレリア地方はロシア領であり、一度もフィンランド領となったことはなかった。しかし、フィンランド人は叙事詩の世界と現実の世界の区別がつかず、この地方を「フィンランド領」だと主張した。また、十月革命の成功を恐れた保守派は、「東部国境（カレリア地方）を越えて、共産主義が浸透する」として、「カレリア奪回」を支持した。極右団体は「（フィンランド国境より二千キロもはなれた）ウラル山脈がフィンランドの東部国境だ」とさえ主張し、彼らの「大フィンランド」構想を示して「カレリア奪回」を大々的に宣伝した。

こうした背景で、国内戦の末期の一九一八年三月「白衛隊」はロシア領カレリアに侵入した。そして、当時ロシア北西部で赤軍とたたかっていた、反革命ユデューニチ軍、英軍、独軍とともに侵略戦争を展開した。国内各地で外国干渉軍や反革命軍とたたかっていた赤軍には、たたかいの決着をつける力はなく、戦闘は一進一退で一九二〇年春まで続いた。一九二〇年夏、やはり領土的野心でロシアに侵攻したポーランド軍に対抗するため、ソビエト政権は北西部戦線の諸国との講和条約を結び窮地を切り抜けようとした。

フィンランドとバルト三国はこのソビエト政権の弱味につけ込んで、それまで奪ったロシア領を自国領とすることで講和条約に応じた。それでもフィンランドは、カレリアへの「民族的膨張計画」をあきらめなかった。一九二二年から二二年にかけて、彼らは再びカレリアに侵入し赤軍に撃退された。

「カレリア遠征」に敗れた将校たちは、一九二〇年代を通じて大学などの教育機関で反ソ活動家を養成した。彼らは牧師、教師、官吏、医者となって、各地で「大フィンランド」運動を展開した。

#### 「冬戦争」の開始

一九二九年の世界恐慌がフィンランドにおよんだ時、この「反ソ・反共」の風潮は暴走した。ラプアという町では「共産主義者の集会」に殴り込んだのをきっかけに、保守派農民の狂信的な「反ソ・反共」運動が全土に波及した。「ラプア」運動と呼ばれたこの反共ヒステリーは、国会や地方自治体から共産主義者を追放し、初代大統領や社民党幹部らの進歩派の人びとにも誘拐、暗殺などの白色テロルを加えた。この騒動は過激な運動を嫌った保守派の弾圧で下火となったが、異常な「反ソ・反共」のエネルギはソ連の警戒心をいっそう高めた。

一九三〇年代に入ってファシズムの台頭で大戦の危機が深まった頃、フィンランドの右翼はカレリア侵攻を公言し、軍部を中心にナチス・ドイツとの交流が深まっていた。一九三九年十月、ソ連はナチスの侵攻を回避できないと判断し、フィンランドとの相互防衛条約を申し入れたが拒否された。次にレニングラードに近いフィンランド領カレリアの割譲（領土交換）とバルト海の島の貸与を申し入れたがこれも拒否された。

当時のフィンランドには「この国を戦火から守るため、最大の条件であるソ連との関係を安定化し、北歐三国と中立化を実現しよう」と考える人びとがいた。ソ連との交渉の首席代表パーシキビと国防会議議長マンネルハイムである。彼らはフィンランド中立化のための最大の難関を突破するために、ソ連の申し入れに応ずべきだと主張した。

当時の極右政党を含むすべての政党も考慮の余地を認めたが、具体的な譲歩案では一致

せず、大統領は七月には予備役の軍人を召集し臨戦体制に入ってしまった。両国の最終交渉に自ら出席したスターリンは、「大戦が回避できないこと、その場合フィンランドは中立を守れないこと、フィンランドやバルト海沿岸からの侵攻を防ぎたい」などと説得を重ね、最終的にバルト海のルツサロ島の領土交換を申し入れた。パーシキビとマンネルハイムは交換に必ずべきだと力説したが、ソ連の控え目の申し入れを弱気とみたフィンランド側はこの案も拒否した。

一九三九年十一月カレリア地方で起きた砲撃戦をきっかけに両国の戦闘は始まった。いわゆる「冬戦争」の開始である。フィンランドはカレリア地峡で赤軍を撃破し、世界中の「反ソ」勢力から激励されたが、具体的な支援は届かなかった。四〇年三月には形勢は逆転しフィンランド軍は敗色が濃厚となり、フィンランド政府も休戦条約に応じた。

休戦条約でソ連は一九二〇年代にフィンランドに奪われた旧ロシア領カレリアの返還を実現した。講和条約が成立しても「反ソ・反共」の風潮は強く、共産党も非合法化された。

一九四〇年九月、フィンランドは独軍の領内通過を認めた。四一年六月、独軍のソ連侵攻が始まると、独軍はフィンランドより統ぐくとソ連に侵攻した。フィンランドは中立を宣言したが、フィンランド軍はカレリア地方を占拠し、その空軍はソ連に送られてきた連合国の援助物資を積んだ輸送船団を襲い大きな損害を与えた。連合国側は次つぎとフィンランドに宣戦を布告し、中立宣言は無視された。独軍の敗色が濃厚となった一九四四年九月、フィンランドはソ連との停戦協定に応じ、カレリアは再びソ連領となった。

### 「フィンランド化」の事実は無根

戦後フィンランド大統領に選出されたパーシキビは、停戦協定に定められた賠償の支払い、戦犯の処罰、右翼の追放、共産党の合法化や連合国との講和条約に定められた軍備制限を誠実に実行した。一九四八年九月には、ソ連と友好協力相互援助条約が締結された。

この条約は前文でフィンランドの「大国の利害紛争の外にとどまりたい」という希望が明記され「フィンランドが侵攻されたり、フィンランド経由でソ連が侵攻された場合のみ、両国の合意の下にソ連軍の援助」が約束された。

フィンランドは冷戦体制のもたらした「マーシャル・プラン」による援助も拒否した。それはこの援助計画が「大国間の利害の中心問題にある」と判断したからである。ソ連は一九五五年に停戦協定で借用したボカラ基地を返還した。フィンランドはワルシャワ条約にも加盟せずその中立を国際的なものとした。

一九五九年、英国、スカンジナビア諸国らの「欧州自由貿易連合（FFTA）」の結成は、フィンランドの貿易を孤立化させる恐れを生じた。フィンランドはFFTA加盟国と別個の自由貿易地域を作り障害を取り除いた。その結果、ソ連はフィンランドが西欧市場におけるその地位を維持することに死活の利益を持っていることを確認し、一方英国などFFTA諸国には、フィンランドがソ連市場に死活の利益を持っていることを公式に認めさせることに成功した。この実績は一九七〇年代のコメコン、ECとの貿易協定の成立にも引き継がれた。

現在フィンランドの貿易は、輸出入ともソ連が第一位（各一五%ほど）で、ソ連に石油、天然ガスを依存し、ソ連は機械、金属、船舶の大きな市場となっている。しかし、東欧圏を含めた輸出入の割合は三〇%程度である。また、国内のすべての政党はいずれも、ソ連との友好を第一とする外交方針を堅持していて反ソ的な風潮はきわめて少なく、「フィンランド化」という言葉には、その不見識を批難し反発する人が圧倒的である。

## 資料「行革審」参加についての総評三顧問の意見書

財界と官僚機構の利益を温存する一方で、国民の福祉と官公労働者の賃金を切り捨て、戦争につながる軍事費突出を認めるような土光臨調の答申に対して、総評が反対するのは極めて当然である。

したがって、その答申を推進する臨時行革推進審議会に総評は代表を送らないと決めた五月三十一日の拡大評議員会決定は、労働者大衆の意見を反映したもので正しかった。

今回、政府が設置する臨時行革推進審議会は、総評が反対するその土光臨調答申を、政府と国会に実施させることを任務としている。そしてその構成としては、土光氏が会長に就任することを始めとして、人事院勧告凍結を積極的に推進した大槻文平・日経連会長が副会長に、また財界からさらに瀬島龍三氏が、大蔵官僚OBから谷村裕氏が委員に内定している。これを見ると、臨時行革推進審議会は、土光臨調にもまして、財界およびそれと癒着した官僚の主導性が一段と強くなっている。

総評は過去において、第一次臨時行政調査会と行政監理協議会に委員を送っていたが、第一次臨調は全委員の意見の一致制によって運営され、これによって、各委員にはいわば拒否権を行使できる立場が保障されていた。したがってその答申事項は、総評から送った委員も合意した内容に限られていた。この点が、第一次臨調と土光臨調との性格の基本的な相違である。

今回の臨時行革推進審議会が全委員の一致制によって運営されるのであればともかく、多数決制である限り、総評から参加した委員の主張はことごとく無視されるであろう。その結果、この審議会による調査審議は、福祉を切り捨てられる多くの国民や、賃金をカットされる官公労働者の利益を擁護することはできず、自民党財界癒着体制の利益を優先させたものになることは明らかである。

これに対して総評が、もし、あえて委員を送った場合、その意図はどうであろうとも、結果的には、政府が「土光臨調答申の推進について労働者の意見も聞いた」という形式をととのえるのに協力するだけで、総評は、答申実施を正当化するために政府にたいよく利用されたという醜態を演ずることになるのは疑いない。したがって総評は、このような審議会には絶対に委員を送るべきではない。

以上、この問題に関するわれわれの意見として、強く申し入れる。

一九八三年六月二十九日

|      |      |
|------|------|
| 総評顧問 | 太田 薫 |
| 同    | 市川 誠 |
| 同    | 岩井 章 |